

第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

【保健所体制】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 新型コロナの対応において、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、長期間に渡って検体採取・搬送から入院調整、クラスター対応、健康観察、感染症対策に係る指導等までの広範な業務を担いました。
- 新型コロナの感染拡大時においては、保健所職員のみでは対応が困難であったため、全庁体制の構築（応援職員の派遣等）に加え、I H E A T要員や人材派遣会社等の外部人材を活用しましたが、業務のひっ迫を防ぐためには、より早期の段階で外部人材の活用やI C Tを導入する必要がありますがありました。

[②基本的な考え方]

- 本市は、本市保健所が本市における感染症対策の中核的機関としての機能を発揮できるよう、保健所の機能強化や適正な人員配置を行います。
- 本市は、平時から、有事に備えた体制を構築し、有事の際には、速やかに体制を切り替えられる仕組みづくりに取り組みます。
- 本市保健所は、平時から研修や訓練を計画的に行い、人材育成を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。

2. 今後の施策

(1) 保健所の体制整備

- 県及び本市は、感染症の流行状況等に応じて、保健所の体制を維持するため、一部業務（外出自粛対象者の健康観察、自宅療養中の患者に対して食料品や医薬品等を届ける生活支援等）について、業務一元化を検討します。
- 本市は、感染症の発生・まん延時に電話相談・積極的疫学調査等の実施に対応できるよう、執務スペースの確保や電話回線の増設、機器・物品等の調達方法の整備に努めます。
- 本市は、平時と有事に臨機に対応できる体制を構築するため、D Xの導入等により業務の効率化に努めます。また、有事におけるD Xの導入については、保健所職員及び応援職員等に操作方法を分かりやすく指導することにより、D X導入効果の迅速化を図ります。

- 本市保健所は、感染症の発生・まん延時における対応等を記載した「健康危機対処計画」を策定し、必要な体制整備に努めます。

(2) 保健所の人材確保

- 本市は、健康危機管理を含めた地域保健施策を推進するとともに、本市の健康危機管理体制を確保するため、保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師を本市保健所に配置します。
- 本市は、感染症の発生・まん延時において、全庁体制の構築の他、外部人材（I H E A T要員や人材派遣会社等）を活用し、感染症対応が可能な人員を着実に確保します。また、精神保健福祉や健康づくり等地域保健対策等の通常業務も継続できるよう努めます。
- 本市保健所は、「保健所健康危機対処計画」を策定し、必要な人材確保に努めます。
- 本市保健所は、平時から医療機関、高齢者施設等における感染症対策を支援できる保健所職員を確保し、その支援の際には、感染管理認定看護師等の専門家や本庁の関係職員とともに現地指導できるよう、資質の向上に努めます。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

- 本市保健所は、平時から、医療関係団体等の関係機関との情報共有等の連携強化を図り、有事における協力体制等を整備します。

[参考]

- | |
|---|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 |
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」
(1)～(6) 全ての目標項目 |